

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市伏見区羽束師志水町他地内				
路線名又は河川名等	路線名又は河川名等				
工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				
工期	契約日の翌日から令和 8年 9月15日まで				
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長				m	270
法覆護岸工(大型ブロック積)	m2	311	河川土工	式	1
地盤改良工(安定処理工)	m2	248	仮設工	式	1
付帯道路工	式	1	構造物撤去工	式	1

施工理由

本工事は、都市基盤河川改修事業西羽束師川支川護岸改修計画に基づき河川改修を行い、治水安全度の向上を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年5月	
歩掛適用年月	2025年5月	
基準適用年月	2025年5月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	01:河川工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）- 3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）- 3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
河川土工	残土処理工	残土等処分	粘性土		m3	5,940	処分費	管理費区分T
法覆護岸工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	大型ブロック積	ブロック規格:ホライゾンII同等品以上		m2	39,280	材料費	ブロック材材料費
仮設工	土留・仮締切工	ハット形鋼矢板 圧入	ハット形鋼矢板形式:10H型,ハット形鋼矢板平均長さ:10.5m,鋼矢板打込長:9.95m,鋼矢板平均引抜長:0m		枚	188,700	施工費	
仮設工	土留・仮締切工	ハット形鋼矢板 圧入	ハット形鋼矢板形式:25H型,ハット形鋼矢板平均長さ:11.5m,鋼矢板打込長:10.95m,鋼矢板平均引抜長:0m		枚	188,700	施工費	
仮設工	仮水路工	暗渠排水管 (参考数量)	高密度ポリエチレン管φ1000(ダブル構造)		m	59,610	材工共	
仮設工	仮水路工	廃プラスチック処分	大型土のう袋		t	35,000	処分費	管理費区分T
仮設工	仮水路工	廃プラスチック処分	ポリエチレン管		t	30,000	処分費	管理費区分T
共通仮設費	運搬費	建設機械運搬費 運搬中の損料込 (参考数量)	油圧圧入引抜機ハット形,往復		基	698,400	運搬費	
共通仮設費	事業損失防止施設費	騒音調査費	1台/日,測定期間186日		式	658,254	調査費	
共通仮設費	事業損失防止施設費	振動調査費	1台/日,測定期間186日		式	686,154	調査費	
共通仮設費	役務費	借地料			式	1,685,570	料金	

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1				
河川土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:ホブソカット,押土:無し,障害:無し,施工数量:5,000m3未満	m3	1,400				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2,100				(概)
残土等処分	粘性土	m3	2,100				管理費区分T
試験採取 土壌調査		箇所	5				(概)
試験持込 土壌調査	持込距離L=12.5km	試料	1				(概)
地盤改良工		式	1				
表層安定処理工		式	1				
安定処理 ケースG h=1.0m	混合深さ:1m以下,固化材100m2あたり使用量:13t/100m2,固化材の種類:発塵抑制型(ユースビラースパ-6)	m2	107				(概)
安定処理 ケースB h=1.0m	混合深さ:1m以下,固化材100m2あたり使用量:12t/100m2,固化材の種類:発塵抑制型(ユースビラースパ-6)	m2	141				(概)

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
法覆護岸工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り 施工区分:① (参考数量)	土質:土砂	m3	670				(概)
床掘り 施工区分:② (参考数量)	土質:土砂	m3	810				(概)
埋戻し 1.0m ≤ Wmax ≤ 4.0m (参考数量)	土質:土砂	m3	400				(概)
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式	1				
均しコンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 敷厚:20cm	m2	151				(概)
現場打基礎コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 底幅:170cm, 高さ:20cm	m	80				(概)
大型ブロック積	ブロック規格:ホライズンII同等品以上	m2	311				設置費, 鉄筋材料費, 目地材材料費
大型ブロック積	ブロック規格:ホライズンII同等品以上	m2	311				ブロック材材料費
胴込・裏込コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	274				(概)
胴込・裏込材(砕石)	砕石規格:再生砕石 RC-40	m3	173				(概)
現場打天端コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	68				(概)

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
嵩上げコンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	58				(概)
増し打ちコンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	7				(概)
現場打小口止コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	8				(概)
吐口工	管規格:重圧管φ300,L=2000	箇所	1				(概)
付帯道路工		式	1				
路側防護柵工		式	1				
ガードレール 箱抜き,ガードレール補強筋含む	ガードレール規格(標準型・Co用):塗装品 Gr-C-2B, 施工規模:100m以上, 曲線部補正:無	m	166				(概)
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	20				(概)
埋戻し (参考数量)	土質:土砂	m3	20				(概)
アスファルト舗装工		式	1				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-30, 仕上り厚:200mm	m2	40				(概)
基層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	40				(概)

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
表層（車道・路肩部）	材料種類：再生密粒度アスコン（13）、舗装厚：40mm、平均幅員：1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	40				（概）
縁石工		式	1				
地先境界ブロック	ブロック規格：C種（150×150×600）	m	109				（概）
構造物撤去工		式	1				
防護柵撤去工		式	1				
防護柵撤去（ガードレール）		m	52				（概）
構造物取壊し工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別：アスファルト舗装版、アスファルト舗装版厚：15cm以下	m	50				（概）
舗装版破碎	舗装版種別：アスファルト舗装版、舗装版厚：9cm	m2	40				（概）
排水構造物撤去工		式	1				
暗渠排水管撤去	作業区分：撤去	m	2				（概）
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別：アスファルト殻	m3	5				（概）

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	5				管理費区分T
スクラップ へび-H1		t	-61.2				管理費区分9
スクラップ へび-H3		t	-0.8				管理費区分9
現場発生品運搬 積込・運搬・荷卸	発生材種類:へび-H1, H3	t	62				(概)
仮設工		式	1				
工事用道路工		式	1				
工事用道路盛土 購入土(RC-40) (参考数量)	施工幅員:2.5m未満	m3	160				(概)
工事用道路盛土 購入土(RC-40) (参考数量)	施工幅員:2.5m以上4.0m未満	m3	890				(概)
工事用道路盛土 流用土 (参考数量)	施工幅員:4.0m以上	m3	690				(概)
敷鉄板 整備費有 9.29m2/枚 (参考数量)	鋼材規格:22×1,524×6,096(mm), 作業区分:設置・ 撤去	m2	576				(概)
土留・仮締切工		式	1				
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入	回	2				(概)
ハット形鋼矢板 圧入	ハット形鋼矢板形式:10H型, ハット形鋼矢板平均長さ:10 .5m, 鋼矢板打込長:9.95m, 鋼矢板平均引抜長:0m	枚	80				

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ハット形鋼矢板 圧入	ハット形鋼矢板形式:25H型,ハット形鋼矢板平均長さ:11.5m,鋼矢板打込長:10.95m,鋼矢板平均引抜長:0m	枚	110				
ハット形鋼矢板 材料費(購入)(新品)	ハット形鋼矢板形式:10H型,ハット形鋼矢板平均長さ:10.5m,鋼矢板打込長:9.95m,鋼矢板平均引抜長:0m	枚	80				地域エクストラ計上
ハット形鋼矢板 材料費(購入)(新品)	ハット形鋼矢板形式:25H型,ハット形鋼矢板平均長さ:11.5m,鋼矢板打込長:10.95m,鋼矢板平均引抜長:0m	枚	110				地域エクストラ計上
鋼材切断	鋼材規格(種類他):鋼矢板(II, III, IV, V, VL, IIw, IIIw, IVw, 10H, 25H型)	箇所	300				ガス切断
切梁・腹起し	設置	t	95.6				(概)
切梁・腹起し	撤去	t	95.6				(概)
山留材賃料 (供用107日:参考数量)	修理及び損耗費の計上有(主部材,副部材A,副部材B)	t	75.9				(概)
水替工		式	1				
ポンプ排水 (参考数量)	排水量:40以上120(m <sup>3</sup> /h)未満,排水方法:常時排水	日	50				(概)
仮水路工		式	1				
土のう 撤去 (参考数量)	大型土のう規格:耐候性大型土のう袋(短期)	袋	465				(概)
土のう 製作・設置,流用土 (参考数量)	大型土のう規格:耐候性大型土のう袋(短期)	袋	44				(概)
暗渠排水管 (参考数量)	高密度ポリエチレン管φ1000(ダブル構造)	m	278				

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃プラスチック積込・運搬 （参考数量）	人力積込	t	14				（概）
廃プラスチック処分	大型土のう袋	t	1.2				管理費区分T
廃プラスチック処分	ポリエチレン管	t	12.8				管理費区分T
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	昼間・B	人日	558				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の39.4%以内		式	1				（概）を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
建設機械運搬費 運搬中の損料込 (参考数量)	油圧圧入引抜機ハット形, 往復	基	1				
仮設材運搬費 ハット形鋼矢板(購入) (参考数量)	取卸し費のみ(片道(往路)分)	t	215.5				
仮設材運搬費 切梁・腹起し, 敷鉄板 (参考数量)	積込み, 取卸し(片道(往路)分), 製品長L=12m以内	t	192				各種割増無, 片道 運搬距離L=12.5km
仮設材運搬費 切梁・腹起し, 敷鉄板 (参考数量)	積込み, 取卸し(片道(復路)分), 製品長L=12m以内	t	192				各種割増無, 片道 運搬距離L=12.5km
事業損失防止施設費		式	1				
騒音調査費	1台/日, 測定期間186日	式	1				内 1号
振動調査費	1台/日, 測定期間186日	式	1				内 2号
役務費		式	1				
借地料		式	1				内 3号
技術管理費		式	1				
土質等試験費 土壌調査	環境基準28項目	式	1				内 4号 管理費区分9
六価加Δ溶出試験費	環境庁告示第46号溶出試験	検体	2				管理費区分9
平板載荷試験	300kN~400kN	箇所	2				管理費区分9

# 設計内訳書（本工事）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現場環境改善費		式	1					
現場環境改善費（率計上）		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

# 設計内訳書（公共関連）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1				
付帯道路工		式	1				
舗装準備工		式	1				
不陸修正	補足材:有り,補足材種類・規格:再生粒度調整碎石RM-30,補足材修正厚:29mm以上34mm未満	m2	81				(概)
アスファルト舗装工		式	1				
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:50mm,平均幅員:3.0m超	m2	81				(概)
防止柵工		式	1				
目隠しフェンス	H=1.8m, W=2.0m(ﾀﾞｰｸｸﾞﾚｰ)	m	64				(概)
基礎ブロック	基礎寸法:□500×600	基	33				(概)
車止めポスト工		式	1				
車止めポスト設置(材料含む)		本	15				(概)
車止めポスト基礎工		箇所	15				(概)
仮設工		式	1				

# 設計内訳書（公共関連）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	昼間,B	人日	27				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の914.6%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				

# 設計内訳書（公共関連）

工事名	都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	騒音調査費	1台/日, 測定期間186日						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
騒音調査費		日	186					
合計								

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	振動調査費	1台/日, 測定期間186日						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
振動調査費		日	186					
合計								

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	借地料						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
借地料(一式入力)		式	1				
合計							

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	土質等試験費 土壌調査	環境基準28項目					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土壌調査費(環境基準28項目) 土砂条例調査 溶出液・前処理費込		検体	1				
合計							

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 都市基盤河川改修事業 西羽束師川支川護岸改修（その8）工事  
工事場所 京都市伏見区羽束師志水町他地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照  
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」

において、加点対象となる。

#### 第4条（前払金）

- 1 設計内訳書（本工事）の前払金は、各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。
- 2 設計内訳書（公共関連）の前払金は、本内訳の請負代金の40%以内、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 3 前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

- 4 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

設計内訳書（本工事）

支払限度額の割合

令和 7年度 38.9%

令和 8年度 61.1%

出来高予定額の割合

令和 7年度 43.3%

令和 8年度 56.7%

※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

## 2 現場条件に関する事項

### 第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事施工範囲における、施工上及び施工管理上のトラブルについては、請負者の責任において処理すること。
- 2 河川内の施工については、非出水期（10月16日～6月15日）での施工とする。
- 3 地盤改良工（安定処理）について、設計では想定支持地盤線を基に改良厚を決定している。地盤改良前には、部分的に試掘するなどして支持地盤までの深さを確認すること。施工方法については、事前に協議するものとし、以下の設計条件と異なる場合は、設計変更の対象とする。

#### 設計条件

大型ブロック積	改良厚(h)	最大地盤反力度	改良強度(qu)	固化材使用量
ケースB	1.0m	110kN/m <sup>2</sup>	330kN/m <sup>2</sup>	12.0t/100m <sup>2</sup>
ケースG	1.0m	120kN/m <sup>2</sup>	360kN/m <sup>2</sup>	13.0t/100m <sup>2</sup>

- 4 床掘りについては、下記の条件で積算している。  
施工区分① 土質：土砂、施工方法：標準、土留方式：自立式、障害の有無：無  
施工区分② 土質：土砂、施工方法：標準、土留方式：切梁腹起式、障害の有無：有
- 5 ホライズンII型は、設計基準強度（30kN/m<sup>2</sup>）である。大型ブロックは、ホライズンII型同等品以上を使用することとし、製品を変更する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
- 6 大型土のうは、現地発生土を流用する計画としている。また、土のう袋の材料単価は、耐候性大型土のう（短期仮設1年）φ110×高110(cm)で計上している。
- 7 鋼矢板打設については、民家と近接した場所であるため  $50 < N_{max} \leq 100$  の硬質地盤対応油圧圧入の歩掛で計上している。堤体内におけるウォータージェット併用圧入は、原則行わない。
- 8 鋼矢板は、過年度工事にて引抜きが原因と思われる地盤変動による周辺地盤・家屋への影響が生じたため、購入品とする。
- 9 本工事箇所周辺においては、軟弱な粘性土が厚く分布しており、施工時における騒音や振動により周辺家屋等へ悪影響を及ぼすことが懸念される。施工時には、その影響を最大限に低減できるよう周辺への影響を考慮した施工計画をたて、特に地盤の変状には注意して施工すること。また、施工計画においては地盤の変位等を常に把握できるよう、動態観測計画について立案して監督職員と協議するとともに、民地近接箇所施工中は定期的（1日1回以上）に周辺地盤高等の変位の確認をし、監督職員に報告すること。また、影響が確認された場合にはただちに作業を中止し、その対応策（プレロードジャッキの使用等）を検討した上で、監督職員とその後の施工方法について協議すること。ただし、設計変更の対象とはしない。
- 10 設置した振動計の値が、工事が原因で著しく高い値を示した場合、重機走行時に振動軽減が期待できる防振マット等を設置して、振動軽減に努めること。ただし、設計変更の対象としない。

#### 第6条（施工時間）

施工時間は、昼間施工（8時30分～17時30分）とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工場所	3名	交通誘導警備員B	昼間	無

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第8条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

#### 第9条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材 料・資 材・製 品
コンクリートブロック工	大型ブロック積	大型ブロック
コンクリートブロック工	大型ブロック積	鉄筋（差し筋）SD345 D13
土留・仮締切工	ハット形鋼矢板	ハット形鋼矢板型式
表層安定処理工	安定処理	固化材：発塵抑制型
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	均しコンクリート 現場打ち基礎コンクリート 胴込・裏込コンクリート 現場打ち天端コンクリート 嵩上げコンクリート 増し打ちコンクリート 現場打ち小口止コンクリート 吐口工	コンクリート（18-8-40BB）
路側防護柵工	ガードレール	ガードレール（Gr-C-2B）

## 第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

## 第11条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
表層安定処理工	安定処理	処理完了時（幅、延長、厚み、基準高）
コンクリートブロック工	コンクリートブロック基礎 大型ブロック積	設置完了時、不可視部の出来形

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
土留・仮締切工	ハット形鋼矢板	打込時・打込完了時、切梁腹起し設置・撤去時の状況、変位
技術管理費	平板載荷試験	地盤改良工（安定処理）完了時の地盤支持力

## 第12条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業者の地下埋設物・橋梁添架物確認	工事によって企業者等の地下埋設物等に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。)
工事箇所境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。

ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない)。
-----------------	--

#### 第13条 (品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考
コンクリート	18-8-40BB	塩化物総量規制 スランプ試験 空気量試験 圧縮強度試験	土木工事施工管理 基準及び規格値に よるもの	

#### 第14条 (既済部分検査等)

本工事における契約書第41条（部分引渡し）に定める「指定部分」は以下のとおりとする。

指定部分	引渡日
設計内訳書（公共関連）の全部	令和8年3月15日

## 4 建設副産物に関する事項

### 第15条（建設副産物の適正処理）

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

#### <産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町33	設計運搬距離 L=3.9km
アスファルト (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹1番地ほか11筆	設計運搬距離 L=3.1km

#### 2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

#### 3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社洛東建設 京都市南区吉祥院長田町 517	設計運搬距離 L = 5.5km

上表の受入場所は、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第10条に基づく土地の埋立等の許可を受けているため、建設発生土の搬出開始前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

(1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

(1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、土砂条例の規定による許可を受けるに当たり必要となる書類は、許可申請の窓口（京都市環境政策局環境保全創造課）に適宜確認して作成及び提出するものとする。

※ 受入場所への建設発生土の搬出に当たり必要となる書類は、京都市環境政策局環境保全創造課のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>)

※ 様式がない資料の記載方法について不明な点がある場合は、環境政策局環境保全創造課に問い合わせること。

#### 4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

#### 5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1,H3)	京都市伏見区羽束師古川町 233 番地	設計運搬距離 L = 0.7km

#### 第 16 条 (特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

## 5 その他事項

### 第17条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

### 第18条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。  
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。
  - ① 3次元起工測量
  - ② 3次元設計データ作成
  - ③ ICT建設機械による施工
  - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
  - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

### 第19条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。  
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

## 第20条（発注者指定型における遠隔臨場の実施）

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

### 2 実施内容

#### （1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### （2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### （3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

#### （4）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

## 第 2 1 条 (材料)

(吸出し防止材 (大型ブロック水抜き背面))

- 1) 吸出し防止材については、河川護岸用吸出し防止材とし、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 吸出し防止材の品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(国土交通大臣認可)を有している材料とする。なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有している材料については、使用できるものとする。

吸出し防止材の規格値

項 目	規 格	備 考
厚 さ	10 mm以上	
開 孔 径	0.2 mm以下	
引 張 り 強 度	1.0tf / m 以上	縦・横方向
科学的安定性(強度保持率)	70 %以上 130 %以下	JIS K 7114 準拠 (PH5 ~ 9)
耐候性 (強度保持率)	70 %以上 130 %以下	JIS A 1410、A1415 準拠
密 度	0.12g / cm <sup>3</sup> 以上	JIS L 3204
圧 縮 率	12 %以下	JIS L 3204
引 張 強 さ	1.0tf / m 以上	JIS L 3204
伸 び 率	50 %以上	JIS L 3204
耐 薬 品 性	不溶解分 90 %以上	JIS L 3204
透 水 係 数	0.01 cm / s 以上	JIS L 3204

## 第 2 2 条 (平板載荷試験)

設計内訳書に計上されている平板載荷試験は、大型ブロック下面が地盤改良後に許容支持力を満たすかを確認するものであり、施工中央部である No.15+20 付近及び No.16+20 付近の計 2 箇所を想定している。また、平板載荷試験の諸経費については、「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書 (参考資料) 令和 6 年度版 (監修 国土交通省大臣官房技術調査課、発行 一般財団法人 経済調査会)」より算定している。

## 第 2 3 条 (六価クロム溶出試験費)

下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果 (計量証明書) を提出するものとする。なお試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領」によるものとし、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

対象工種：地盤改良工 安定処理：配合設計段階 2 検体

## 第 2 4 条 (振動計・騒音計の計測について)

本工事で生じた振動・騒音を観測するために行うものとする。設置箇所については、監督職員と協議して決めること。施工中は定期的にデータ回収 (1 日 1 回以上) し、データ整理をして、速やかに監督員に提出すること。また、監督員より指示があった場合は早急にデータ回収し、観測結果を報告すること。計測期間は、左岸施工～完成までの 1 8 6 日間を想定している。

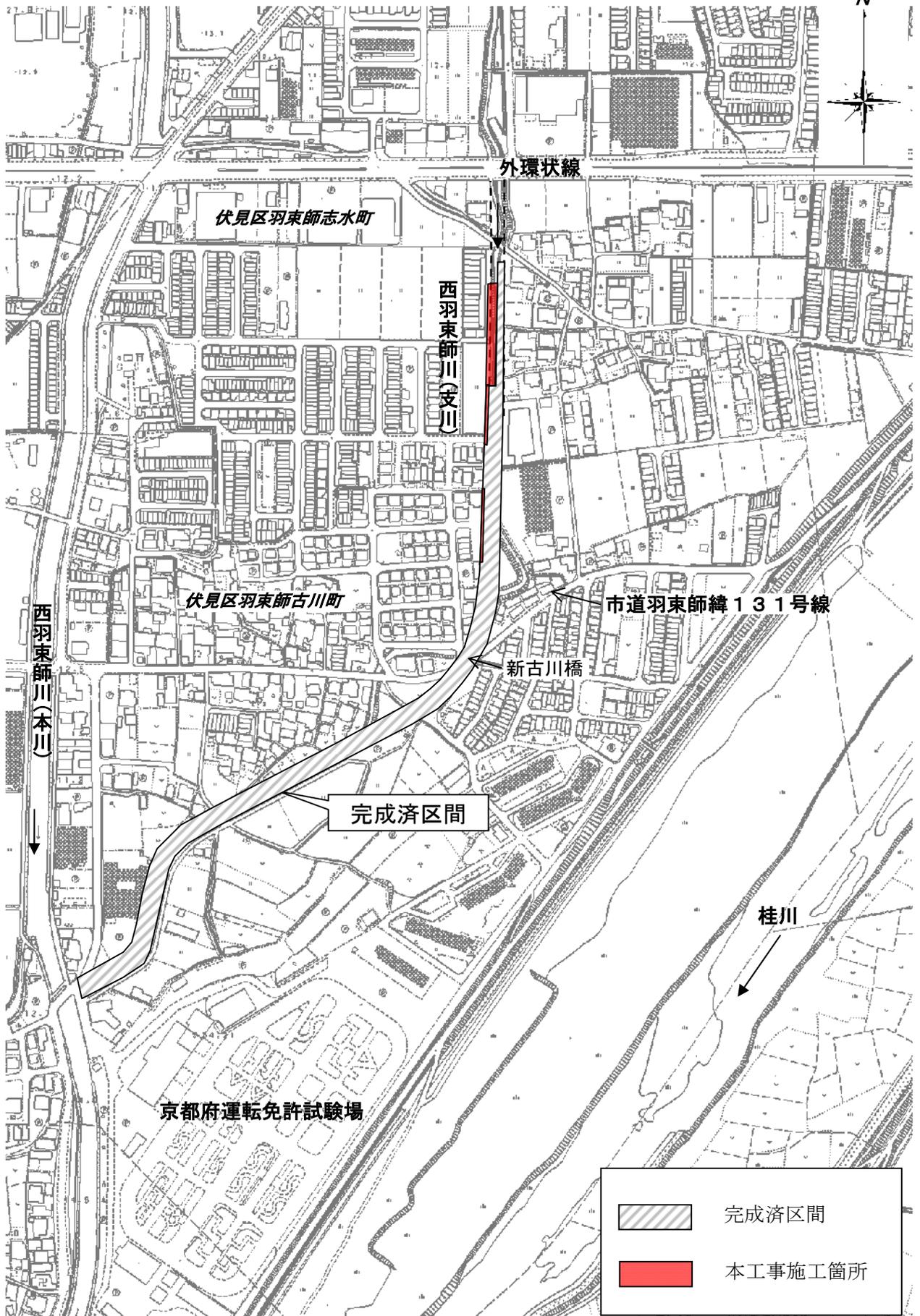
振動規制基準値は、7 5 d B、騒音規制基準値は、8 5 d B とする。基準値を逸脱した場合は、施工方法の見直しを行うこと。

第25条（借地料について）

借地箇所は、下図に示す1626m<sup>2</sup>を9ヵ月間、借地する想定をしている。工事完成後の取り扱いについては、受注後、地権者との協議により決定する。



位置図 S=1:5,000



令和7年度

都市基盤河川改修事業  
西羽東師川支川護岸改修(その8)工事

図面No	図面名	摘要
1	平面図	
2	縦断面図	
3	標準横断面図(1)	
4	標準横断面図(2)	
5	横断面図(1)	
6	横断面図(2)	
7	横断面図(3)	
8	コンクリートブロック工構造図(1)	
9	コンクリートブロック工構造図(2)	
10	コンクリートブロック工構造図(3)	
11	コンクリートブロック工構造図(4)	
12	小構造物等構造図	
13	仮設土留工平面図	
14	仮設土留工標準横断面図(1)	
15	仮設土留工標準横断面図(2)	
16	仮設土留工構造図(1)	
17	仮設土留工構造図(2)	
18	仮設計画平面図(参考図)	